

公立大学法人島根県立大学任期付教員等給与規程

平成 19 年 4 月 1 日
規程第 24 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人島根県立大学職員給与規程(平成 19 年規程第 23 号。以下「職員給与規程」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、任期を定めて雇用された教員(以下「任期付教員」という。)の給与及び公立大学法人島根県立大学特任教授規程(平成 27 年規程第 73 号)第 6 条の規定に基づき、特任教授の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給料月額)

第 2 条 任期付教員及び特任教授(以下「任期付教員等」という。)の給料月額は、別に定める場合のほか、その者に適用される給料表及びその者の職務の級に応じて、別表に定める額とする。

(給料の調整額)

第 3 条 任期付教員等には、職員給与規程第 16 条の規定の例により給料の調整額を支給する。

(諸手当)

第 4 条 任期付教員等には、職員給与規程第 17 条の規定から第 29 条の規定までの例により賞与及び諸手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特任教授の職員給与規程第 17 条の規定から第 19 条の規定までの適用にあっては、職員給与規程第 18 条第 1 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 63.75」と読み替え、職員給与規程第 19 条第 1 項中「100 分の 102.5」とあるのは、「100 分の 53.75」と読み替える。

第 5 条 前条の規定にかかわらず、島根県立大学出雲キャンパスしまね看護交流センターの業務に専ら従事する者の諸手当については、別に定める。

(助手及び助教の給与)

第 6 条 第 2 条及び第 4 条の規定にかかわらず、任期を定めて雇用された助手及び助教(定年年齢(公立大学法人島根県立大学職員就業規則(平成 19 年規則第 3 号。以下「就業規則」という。)第 26 条第 1 項に規定する定年年齢をいう。以下同じ。)を超えて雇用された者を除く。)の給与については、職員給与規程の助手及び助教に関する規定を準用する。

(準用)

第 7 条 任期付教員等に対する給与の支給については、職員給与規程第 3 条から第 7 条まで、第 30 条、第 31 条及び第 33 条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 施行日の前日に、任期付教員等の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものには、任期満了までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 前項に規定する施行日の前日が任期満了の日であって、かつ施行日引き続き新たに任期を定めて雇用される任期付教員等についても、前項の規定を適用する。
- 4 第 2 項の期間は、平成 32 年 3 月 31 日を限度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 12 月 9 日から施行し、改正後の規定（第 4 条第 2 項の改正規定を除く）は平成 27 年 4 月 1 日から、第 4 条第 2 項の改正規定は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
(平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)
- 2 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 4 条の規定の適用については、同項中「100 分の 40」とあるのは、「100 分の 42.5」とする。
(給与の内払)
- 3 改正前の規定に基づいて、平成 27 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 29 年 2 月 6 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 28 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 30 年 2 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 29 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 31 年 2 月 4 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、平成 30 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 2 年 2 月 3 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 31 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
(令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 60」とあるのは、「100 分の 57.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
(令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 55」とあるのは、「100 分の 50」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 5 年 1 月 30 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和 4 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 6 年 2 月 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)

- 2 改正前の規程に基づいて、令和5年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年1月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和6年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和8年1月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

別表（第2条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
職務	助手	助教	講師	准教授	教授
給料月額	250,542円	300,470円	311,844円	334,694円	422,268円